

身近な地域で安心して出産ができる助産所の存続に関する意見書

平成18年6月に成立した改正医療法第19条によって、助産所の開設者が嘱託する医師と病院（または診療所）を定める規定が強化された。改正は、出産の異常時等における母子の安全を確保することが趣旨である。しかし、現実には、産科医師や地域の産科病院・診療所が不足する中、助産所が嘱託する医師や病院を個人で確保することは極めて困難である。問題は、本来機能すべき地域医療体制や周産期医療システムの整備が不十分であるために、妊産婦・新生児の緊急時搬送体制が整っていないことにある。このまま法が施行されれば、平成20年度以降、助産所は新たな開業はもとより存続さえ困難になる。

出産の8割は正常分娩であり、助産師が十分担えることは、日本の母子保健の歴史及び助産師を十分に活用しているオランダ、ニュージーランド、イギリスなどで証明されている。現在、出産は病院や診療所が主流となっているが、助産所は妊産婦に寄り添った出産のみならず、その後の子育て支援を行うなど、重要な役割を果たしており、身近な地域において安心して出産できる助産所を失うことは、女性にとっても社会にとっても大きな損失である。

よって、国においては、全国の助産所が閉鎖の危機に瀕している緊急事態及び産科医師、助産師、産科病院・診療所、助産所が不足し、いわゆる「お産難民」が生ずる深刻な現状にかんがみ、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 改正医療法第19条の施行を、当分の間（産科医師や地域の産科病院等の不足の解消または下記2、3が整備されるまでの間）、凍結すること。
- 2 参議院厚生労働委員会の附帯決議（平成18年6月13日）に基づき、国

及び地方自治体が、責任を持って助産所の嘱託医・嘱託医療機関を確保すること。

3 国は、各都道府県の総合周産期母子医療センター、各地域の中核病院及び公的医療機関が、助産所や診療所からの緊急搬送を円滑に受け入れられるよう、適宜適切な支援を講ずること。

4 国は、各都道府県における助産師養成枠の増加と質の高い助産師教育を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月25日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣 福田 康 夫 様

厚生労働大臣 舩 添 要 一 様

衆議院議長 河 野 洋 平 様

参議院議長 江 田 五 月 様